

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起きは、翌日が休日となると)

第六十一条第一項中「一万円」を「十万円」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供されるものは、没収することができます。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができます。

第六十一条第三項を削る。

附則

この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和五十八年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十二号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「六箇月」を「六月」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第二項を次のように改める。

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）の一

品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収す

ることができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第四十一条第三項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。